

今月の税務トピックス (在宅勤務手当の給与課税の判断基準)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

インターネットソフト関連の開発事業を営む法人ですが、仕事の性質上、在宅でできる作業がほとんどですので、従業員にも在宅勤務を推奨しています。従業員が在宅勤務を行うに当たり、在宅勤務手当として在宅勤務に通常必要な費用として通信費及び電気料の負担分を支給しようと考えていますが、給与として課税されるケースがあると聞きました。

そこで、在宅勤務手当として支給された通信費及び電気料の負担分の取扱いについて教えて下さい。

I 給与課税の判断基準

法人が従業員に支給する残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当及び住宅手当等は、原則として給与として課税されます（所法28①）。

ただし、例外として、①通勤手当のうち一定金額以下のもの、②転勤や出張などのための旅費のうち通常必要と認められるもの、③宿直や日直の手当のうち一定金額以下のものは、所得税法上非課税とされています（所法9①四・五、所基通28-1）。従業員に支給する在宅勤務手当は、例外としての非課税とされる手当等には当てはまらないため、原則として給与として課税されます。

ただし、在宅勤務手当としてではなく、法人が在宅勤務に通常必要な実費相当額を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（法法22③）。

II 在宅勤務に通常必要な実費相当額を精算する方法

1 仮払金処理する方法

法人が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が家事部分を含めて負担した通信費・電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を法人に報告してその精算をする方法（注）

（注）仮払金が業務に使用した部分の金額を超過する場合、その超過部分を法人に返還しなかった場合には、その超過部分は従業員に対する給与として課税されます。

2 業務使用部分の金額を後日精算する方法

従業員が家事部分を含めて負担した通信

費・電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を法人に報告してその精算をする方法

III 具体的な通信費の精算例

〔設例〕 法人が従業員に対して、次のとおり従業員本人が所有するスマートフォンに係る料金4,800円（令和2年9月分）を支給した場合の業務使用部分の計算をすることとしたときの課税関係について教えて下さい。

- ① 基本使用料：3,000円（3GBまで無料）
- ② データ通信料：1,000円（3GB超過分）
- ③ 業務使用に係る通話料（通話明細書より）：800円
- ④ 在宅勤務日数：15日

〔回答〕

- ① 業務のために使用した通信料 800円
- ② 業務のために使用した基本使用料及びデータ通信料

$$(在宅勤務日数) \frac{15日}{30日} \times \frac{1}{2} = 1,000円(1円未満切上げ)
(9月の日数)$$

（注）上記算式の「1/2」については、1日の内、睡眠時間を除いた時間の全てにおいて均等に基本使用料及び通信料が生じていると仮定し算出されています。

③ 給与として課税すべき金額

$$4,000円 - 1,000円 = 3,000円$$

おわりに

前述した〔回答〕の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本使用料や通信料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税されません。

また、法人が従業員が在宅で業務のために使用する事務用品（例：パソコン等）又は環境整備に関する物品等（例：従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機等）を購入し、従業員に貸与した場合も、従業員にその所有権が移転する場合には、従業員に対する現物給与とされますので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。